

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件	五九
○地籍調査の成果について認証した件	五九
○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件	五九
○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件	五九三
○随意契約の相手方を決定した件	五九四
○落札者を決定した件	五九四
○令和五年五月十六日付け定例第三百八十四号中	五九五

告 示

福島県告示第七百四十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和五年十二月二十二日から令和六年一月二十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和五年十二月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）イエローハット郡山店 福島県郡山市西ノ内二丁目二百八十一番三ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

（商業まちづくり課）

福島県告示第七百四十九号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、会津若松市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

令和五年十二月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 調査を行った者の名称
会津若松市
- 二 成果の名称
会津若松市南千石町の一部（南千石町第二地区）の地籍図及び地籍簿
（農村計画課）

福島県告示第七百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和五年十二月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いわき市好間町大利字篠登城一七五の一から一七五の三まで、一七七、一七八、字桃実七三の一、七三の三、七四の一、七六の一、七六の三、字小川崎一三六、一三八、一三九、一五七、一五九の一、一五九の三、一六〇の一、一六一の一、一六三から一六六まで、一六九、一七〇
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (2) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 二 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いわき市好間町大利字桃実八八の一、八九から九一まで
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- 三 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - いわき市小川町上小川字木風木一二の二、一二の三三、一二の三七、一二の四八から一二の五三まで、一二の五五から一二の五八まで
- 2 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- 四 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - いわき市小川町西小川字豊田沢五〇、五一の一、五二、五三、字上ノ平三一の一から三一の三まで、三二、三三の一から三三の三まで、三五の一から三五の三まで
- 2 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- 五 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - いわき市小川町塩田字尾ノ内七一、七二
- 2 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。

- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- 六 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - いわき市小川町上小川字猪小屋三三の三九、三三の九〇、三三の九一
- 2 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- 七 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - いわき市三和町中三坂字戸沢一七〇の三、一七一の一、一七二
- 2 保安林として指定された目的
 - 土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- 八 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - いわき市三和町渡戸字宿頭二五の二、二六の二、字宿九二の二
- 2 保安林として指定された目的
 - 土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

九1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いわき市三和町下三坂字西山三八の一

保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、いわき市森林整備計画で定める

標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

十1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いわき市三和町下市萱字片岸二四九の四

保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、いわき市森林整備計画で定める

標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

公 告

公告第二百五十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和五年十二月二十二日

土地改良区の名称

福島県知事 内堀雅雄

小田高原土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 大川原 謙一

大竹 紀歳

大川原 義男

村山 修一

村山 純一

小澤 千秋

小澤 清昭

加藤 勝

湯浅 仁美

加藤 博文

高橋 朋博

大川原 康幸

齋藤 邦雄

眞壁 康範

就任した役員

役別 氏名

理事 大川原 謙一

大川原 義男

大竹 紀歳

村山 修一

村山 純一

加藤 博文

湯浅 仁美

小澤 清昭

大川原 康幸

高橋 朋博

眞壁 康範

加藤 平喜

住所

喜多方市慶徳町山科字卷三三六七番地

市慶徳町山科字山崎三三〇七番地

市慶徳町山科字卷三三六〇番地

市慶徳町山科字卷三三六〇番地

市慶徳町山科字卷三三六三番地

市慶徳町山科字山崎三二七五番地

市慶徳町山科字山崎三二六七番地

市慶徳町山科字卷三三九〇番地一

市塩川町大田木字上屋敷二八番地

市慶徳町山科字卷三三四八番地

市慶徳町山科字山崎三二五一番地

市慶徳町山科字卷三三九八番地一

市慶徳町山科字卷三三五八番地一

市慶徳町山科字山崎三二四九番地

住所

喜多方市慶徳町山科字卷三三六七番地

市慶徳町山科字卷三四〇三番地

市慶徳町山科字山崎三三〇七番地

市慶徳町山科字卷三三六〇番地

市慶徳町山科字卷三三六三番地

市慶徳町山科字卷三三四八番地

市塩川町大田木字上屋敷二八番地

市慶徳町山科字山崎三二六七番地

市慶徳町山科字卷三三九八番地一

市慶徳町山科字山崎三二五一番地

市慶徳町山科字山崎三二四九番地

市慶徳町山科字卷三三六六番地

市慶徳町山科字卷三三六六番地

(農村計画課)

公告第254号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務（県中浄化センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則（令和2年福島県規則第37号）第225条第1項の規定により公告する。

令和5年12月22日

福島県県中流域下水道建設事務所長 福 地 敏 弘

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥処分業務（県中浄化センター） 7,300 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年11月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社あいづダストセンター 福島県会津若松市神指町大字南四合字才ノ神461番地
- 5 随意契約に係る契約金額
20,350円（1 t当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

（総務課）

公告第255号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和5年12月22日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
ノート型パソコン 892台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和5年12月7日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社中松商会 東京都千代田区内神田二丁目3番4号
- 5 落札金額
56,124,640円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和5年10月27日

（入札用度課）

○令和五年五月十六日付け定例第三百八十四号中

一三六	下	七	ニ	二
ページ	段	行	正	誤

正 誤